

議案第 8 2 号

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例制定の件

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例を、次のとおり制定しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に定める地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）について、芽室町における実行計画（区域施策編）の策定を行うことを目的として、芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じた実行計画（区域施策編）の策定に関すること。
- (2) その他実行計画（区域施策編）の策定に関し、策定委員会が必要と認めるところ。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 20 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地球温暖化対策に関心の高い町民で、公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、実行計画（区域施策編）の策定が終了する日までとする。

(組織)

第 5 条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長 1 人を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬の額)

第7条 報酬の額は、委員長にあつては日額 3,600 円、その他の委員にあつては日額 3,300 円とする。

(費用弁償の額)

第8条 委員が招集に応じたときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和 26 年条例第 23 号）の例による。

(支払方法)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、策定委員会の所掌する会議に出席した日の翌月 10 日までに支給する。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、環境土木課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

説 明

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体実行計画について、芽室町における区域施策編の策定に当たり、有識者をはじめとする関係者の意見等をいただき、総合的な観点で取り進めるため、芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会を設置することから、本条例を制定しようとするものであります。

議案第 83 号

職員定数条例中一部改正の件

職員定数条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「298人」を「300人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

令和 5 年度から自治体 D X 及びゼロカーボン業務の推進に当たり、一部組織編制を行うことから、職員定数を改正しようとするものであります。

職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>300人</u> (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>298人</u> (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p>

議案第 84 号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

人事院勧告に伴う特別職の給与の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の220</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の220</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一</p> <p>2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の215</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の215</u></p>

議案第 85 号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成 12 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,100 円）</p> <p>（1）（2）に掲げる場合以外の場合 44,000 円</p> <p>（2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200 円</p> <p>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。以下 2 及び 3 において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3）に掲げる場合を除く。）当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、（1）に定める金額）</p> <p>（1）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--------------------	---

	<p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のも 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のも 62,900円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する</p>
--	---

	<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項徴収金額の欄5(2)において同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）</p>
	<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

別表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円 2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,100円） <ol style="list-style-type: none"> （1）（2）に掲げる場合以外の場合 26,600円 （2） 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 16,800円 3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3及び4において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、（1）に定める金額） <ol style="list-style-type: none"> （1） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <ol style="list-style-type: none"> ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円） イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円） （2） 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分については、70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円） 4 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定
-----------------------------	--

	<p>める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 29,300円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 42,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、35,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 152,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p>
--	---

	イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 85,600 円（判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000 円）
--	---

<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の 2 及び 5 に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の 3 及び 5 又は 4 及び 5 に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
---	--

別表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項徴収金額の欄中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項及び次項において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。（1）及び（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000 円）</p> <p>（1）（2）に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの 40,400 円</p> <p>イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 44,900 円</p> <p>（2） 基準省令第 10 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建て</p>
-------------------------	--

	<p>の住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの 21,600 円</p> <p>イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 23,200 円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、（1）に定める金額）</p> <p>（1）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200 円）</p> <p>（2）当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、79,700 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、（1）に定める金額）</p>
--	---

	<p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 66,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>
--	--

	126,000 円（判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円）
--	---------------------------------------

<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
---	--

別表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円 2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（1）及び（2）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円） <ol style="list-style-type: none"> （1）（2）に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <ol style="list-style-type: none"> ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円
---------------------------	--

	<p>イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 26,000 円</p> <p>(2) 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの 14,000 円</p> <p>イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの 14,800 円</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。以下 3 及び 4 において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4 に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第 14 条第 2 項第 2 号に掲げる住宅にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの 46,000 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>イ 住宅の戸数が 5 戸以上のもの 78,100 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200 円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、46,000 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>4 基準省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に</p>
--	---

	<p>係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が 2 戸以上 4 戸以内のもの 25,400 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>イ 住宅の戸数が 5 戸以上のも 45,100 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200 円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、25,400 円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 135,000 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 172,000 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100 円）</p> <p>(2) 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--	---

	<p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 56,200 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200 円）</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 73,600 円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100 円）</p> <p>6 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（摘要欄ウ及びエを除く。）の規定の例により算定した金額</p>
--	---

<p>（摘要）</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の 2 及び 5 に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が 1 戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の 3 及び 5 又は 4 及び 5 に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物 1 棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p>エ 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
--	--

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料を徴収するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—	—略—	—略—	—略—
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,100円）</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 44,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）</p>	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 44,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</p>

改正案		現 行	
	<p><u>第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</u></p> <p><u>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円（評価機関審査を受けた場合に</u></p>		<p><u>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）</u></p> <p><u>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第5条第3項第1号に掲げる住宅1(2)から(3)までに掲げ</u></p>

改正案		現 行	
	<p>あつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,700円 (評価機関審査を受けた場合に</p>		<p>る当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1(2)から(3)までに定める金額に、129,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円) を加えた金額</p> <p>(2) 基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅 1 ((1)を除く。) の規定の例により算定した金額</p>

改正案		現 行	
	<p>あつては、14,700円)</p> <p><u>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 62,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、60,600円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</u></p> <p>4 <u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分</u>の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物<u>又は複合建築物の非住宅部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査 (以下「判定機関審</p>		<p>3 <u>住宅以外の用途に供する一の建築物を単位</u>として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査 (以下<u>この項及び次項に</u></p>

改正案		現 行	
	<p>査」という。)を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法 (建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p>		<p>において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法 (建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項の4(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p>

改正案		現 行	
	<p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p>		<p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p>
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>		<p>(摘要)</p> <p><u>ア 同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>	

改正案		現行	
低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円 2 <u>一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2)に掲げる場合以外の場合 26,600円 (2) <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 16,800円</u> 3 <u>共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3及び4において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4に掲げる場合を除</u> 	低炭素建築物 新築等計画変 更認定申請手 数料	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 <u>1戸又は1棟につき1,000円</u> 2 <u>住戸を単位として変更認定を申請する場合</u> <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>住宅の戸数が1戸のもの 26,600円</u> <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）</u> (2) <u>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,900円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）</u> (3) <u>住宅の戸数が6戸以上のもの 70,500円</u> <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）</u> 3 <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改正案		現 行	
	<p>く。) <u>当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</u> 49,900円(評価機関審査を受けた場合に あつては、14,700円)</p> <p><u>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの</u> 70,500 円(評価機関審査を受けた場合にあつて は、22,600円)</p> <p><u>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分については</u> 70,500円(評価機関審査を受けた場合に あつては、14,700円)</p> <p><u>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合</u> 当該申請に係る1棟の建築</p>		<p><u>(1) 基準省令第5条第3項第1号に掲げる住宅2(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2(2)から(3)までに定める金額に、70,500円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)を加えた金額</u></p> <p><u>(2) 基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅2((1)を除く。)の規定の例により算定した金額</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</u></p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 29,300円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 42,400円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、35,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>5 <u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲</p>		<p>4 <u>住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲</p>

改正案		現 行	
	<p>げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 152,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p>		<p>げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 152,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</p>

改正案		現 行	
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変</u> 更認定を申請する場合は、この項の2及び5に規定する金額を 合計した金額とする。</p> <p><u>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変</u> 更認定を申請する場合は、この項の3及び5又は4及び5に規 定する金額を合計した金額とする。</p> <p><u>ウ</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準 用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつて は、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規 定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		<p>(摘要)</p> <p><u>ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申</u> 請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p><u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外</u> <u>の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として</u>変更認定 を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき</u>この項の2及び4に 規定する金額を合計した金額とする。</p> <p><u>ウ 共同住宅の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供す</u> <u>る部分を有する一の建築物を単位として</u>変更認定を申請する場 合は、<u>それぞれの部分につき</u>この項の3及び4に規定する金額 を合計した金額とする。</p> <p><u>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の</u> <u>変更認定を同時に申請する場合は、当該2の申請に係る手数料</u> <u>は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準 用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつて は、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規 定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネル ギー消費性能 適合性判定手</p>	<p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画1件に つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p>	<p>建築物エネル ギー消費性能 適合性判定手</p>	<p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画1件に つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
数料	<p>(1) 当該計画に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第1号イ</u>に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（2）並びに2（1）及び（2）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ 略 (2)と(3) 略 2 略</p>	数料	<p>(1) 当該計画に係る建築物について<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u>（以下この項及び次項において「<u>基準省令</u>」という。）第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。（2）並びに2（1）及び（2）において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ 略 (2)と(3) 略 2 略</p>
—略—	—略—	—略—	—略—
建築物エネルギー消費性能向上計画認定	<p><u>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（1）及び（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合</u></p>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	<p><u>1 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ</u></p>

改正案		現 行	
申請手数料	<p><u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</u></p> <p><u>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円</u></p> <p><u>(2) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,600円</u></p>	申請手数料	<p><u>次に定める金額</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,200円</u></p> <p><u>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、（1）に定める金額）</u></p> <p><u>（1） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円（評価機関審査を受けた場合に</u></p>		<p><u>は、24,200円)</u></p> <p><u>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>（1） 基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅1（2）から（3）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ1（2）から（3）までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 79,700円（評価機関審査を受けた</u></p>

改正案		現 行	
	<p>あつては、12,200円)</p> <p><u>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p> <p><u>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p>		<p>場合にあつては、12,200円)</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</u></p> <p><u>(2) 基準省令第12条第2項第2号に掲げる住宅 ((1)を除く。)の規定の例により算定した金額</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 66,500円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸外については、39,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p> <p><u>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している<u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物<u>又は複合建築物の非住宅部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え</p>		<p><u>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え</p>

改正案		現 行	
	<p>るもの 324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している<u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物<u>又は複合建築物の非住宅部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p>		<p>るもの 324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が</u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している<u>旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア <u>複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。)</u> の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア <u>同一の建築物に係るこの項の1及び2の認定を同時に申請する場合は、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p>イ <u>住宅 (共同住宅を除く。)</u> の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき</u>この項の1及び3に</p>	

改正案		現 行	
<p><u>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>ウ</u> 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p><u>エ</u> 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		<p>規定する金額を合計した金額とする。</p> <p><u>ウ</u> <u>共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>エ</u> <u>2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の1の認定を同時に申請するときは、当該1の申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ</u> 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。</p> <p><u>カ</u> 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき1,000円</p> <p><u>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（1）及び（2）におい</u></p>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 <u>1戸又は1棟</u>につき1,000円</p> <p><u>2 住戸を単位として変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該</u></p>

改正案		現 行	
料	<p>て同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円</p> <p>(2) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内の</p>	料	<p>申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,100</p>

改正案		現 行	
	<p><u>もの 14,000円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,800円</u></p> <p><u>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3及び4において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、（1）に定める金額）</u></p> <p><u>（1） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>		<p><u>円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u></p> <p><u>3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>（1） 基準省令第12条第2項第1号に掲げる住宅2（2）から（3）までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ2（2）から（3）までに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> 46,000円（評価機関審査を受けた場合に あつては、12,200円）</p> <p><u>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの</u> 78,100 円（評価機関審査を受けた場合にあつて は、24,200円）</p> <p><u>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住 戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以 外については、46,000円（評価機関審査を 受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に 適合している共同住宅等の用途に供する建築 物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定 を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築 物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に ついて、(1)に定める金額に(2)に定める金 額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない 建築物にあつては、(1)に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同 住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u></p>		<p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内の もの</u> 46,000円（評価機関審査を受けた 場合にあつては、12,200円）</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え るもの</u> 78,100円（評価機関審査を受け た場合にあつては、24,200円）</p> <p><u>(2) 基準省令第12条第2項第2号に掲げる 住宅 イ（ア）を除く。）の規定の例に より算定した金額</u></p>

改正案		現 行	
	<p>25,400円（<u>評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円</u>）</p> <p>イ <u>住宅の戸数が5戸以上のもの</u> 45,100円（<u>評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円</u>）</p> <p>(2) <u>当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u></p> <p>5 <u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分</u>の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している<u>住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の<u>建築物又は複合建築物の非住宅部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円（<u>判定機関審査を受けた</u></p>		<p>4 <u>住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として</u>変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が</u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している<u>旨の</u>変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円（<u>判定機関審査を受けた</u></p>

改正案		現 行	
	<p>場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 172,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p><u>6</u> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項 (摘要欄ウ及びエを除く。) の規定の例により算定した金額</p>		<p>場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 172,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が</u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</p> <p><u>5</u> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項 (摘要欄オ及びカを除く。) の規定の例により算定した金額</p>

改正案	現 行
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変</u> 更認定を申請する場合は、この項の2及び5に規定する金額を 合計した金額とする。</p> <p><u>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変</u> 更認定を申請する場合は、この項の3及び5又は4及び5に規 定する金額を合計した金額とする</p> <p><u>ウ</u> 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計 画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した 金額を合計した金額とする。</p> <p><u>エ</u> 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定によ る申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物 に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金 額とする。</p>	<p>(摘要)</p> <p><u>ア 同一の建築物に係るこの項の2及び3の変更認定を同時に申</u> 請する場合は、当該2の申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p><u>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅</u> <u>以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更</u> 認定を申請する場合は、<u>それぞれの部分につき</u>この項の2及び 4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p><u>ウ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部</u> <u>分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</u> は、<u>それぞれの部分につき</u>この項の3及び4に規定する金額を 合計した金額とする。</p> <p><u>エ 2又は3の場合において、同一の建築物に係るこの項の2の</u> <u>変更認定を同時に申請するときは、当該2の申請に係る手数料</u> <u>は、徴収しない。</u></p> <p><u>オ</u> 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計 画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した 金額を合計した金額とする。</p> <p><u>カ</u> 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定によ る申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物 に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金 額とする。</p>

改正案		現 行	
—略—	—略—	—略—	—略—
<p><u>附 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>			

低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る手数料の概要について

1 認定申請の単位について

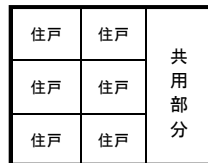
共同住宅等や複合建築物において、住戸ごとの認定が廃止となり、複合建築物については建築物全体に加え、住宅部分、非住宅部分での認定が可能となります。認定申請単位の変更により手数料の区分も変更致します。

①一戸建て住宅の場合



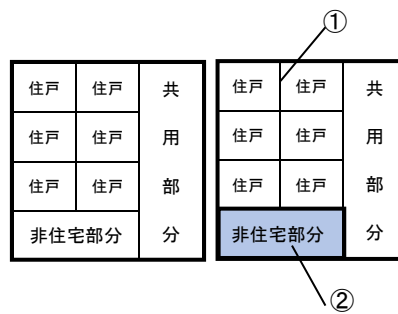
建築物全体の認定

②共同住宅等の場合



建築物全体の認定

③複合建築物の場合

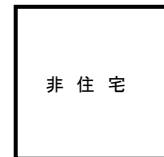


建築物全体の認定

①住宅部分全体の認定

②非住宅部分全体の認定

④非住宅の場合



建築物全体の認定

2 認定基準の引き上げ

求める省エネ性能について、ZEH※₁・ZEB※₂水準へ引き上げられ、新たな認定基準が設置されるため認定申請手数料を新設します。

- ・住宅の外皮性能において外皮平均熱還流率が 0.4W/(m²・k)以下(芽室町対象基準値)
- ・一次エネルギー消費性能が、省エネ基準に対し住宅はマイナス 20%以上削減、非住宅は用途に応じて 30%~40%以上削減が必要。

■戸建て住宅

改正前

外皮性能 UA値 (外皮平均熱還流率)	0.46以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 10%以上削減



改正後

外皮性能 UA値 (外皮平均熱還流率)	0.4以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 20%以上削減

■共同住宅等

改正前

外皮の評価単位	各住戸又は 住棟平均で適合
一次エネルギー消費量の 評価単位	住戸及び共用部 分の合算値



改正後

外皮の評価単位	各住戸適合
一次エネルギー消費量の 評価単位	変更なし

■非住宅

改正前

外皮性能 PAL*	基準値以下
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から 20%以上削減



改正後

外皮性能 PAL*	変更なし
一次エネルギー消費性能	省エネ基準から30% ~40%以上削減

◎ 事務所、工場、学校等の場合…省エネ基準から40%以上削減

ホテル、病院、百貨店、飲食店等の場合…省エネ基準から30%以上削減

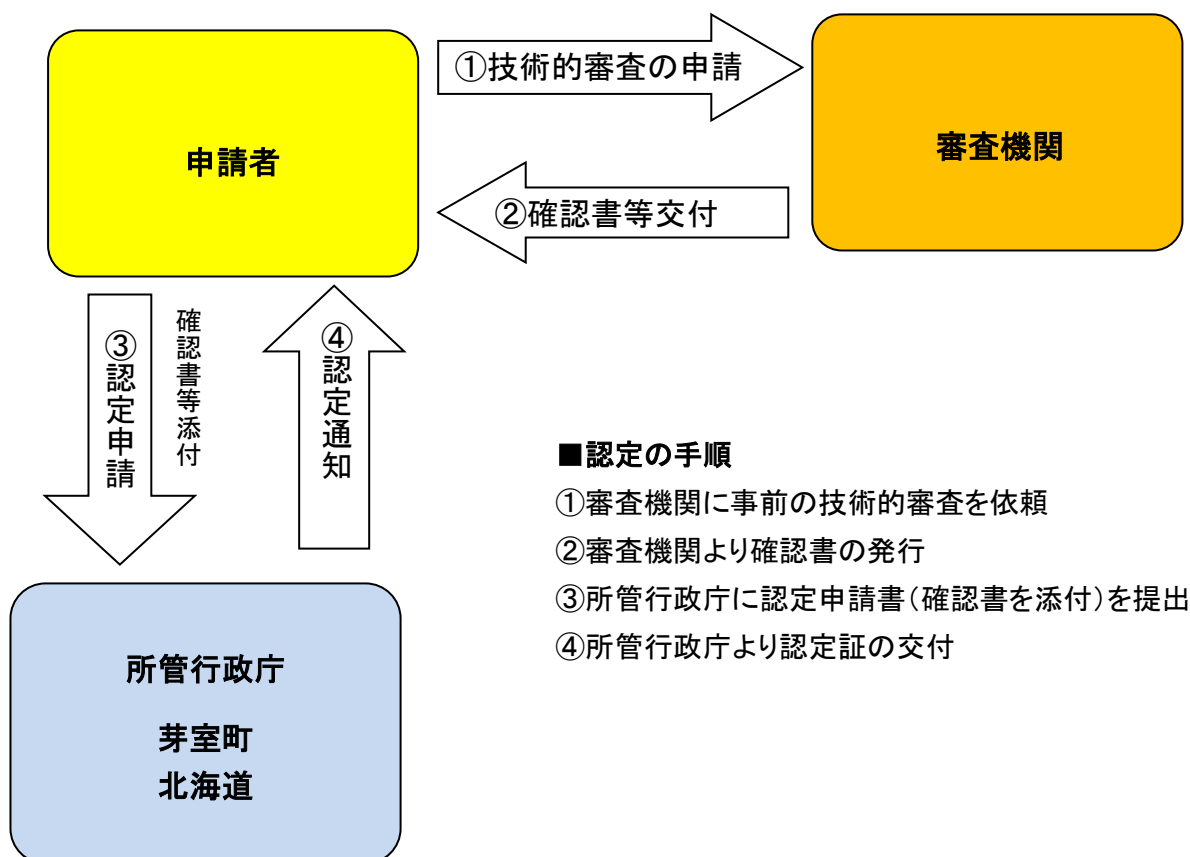
※1 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは・・・ 略称「ゼッチ」

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を導入することにより、年間に消費されるエネルギー消費収支をゼロにすることが目的の住宅

※2 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは・・・ 略称「ゼブ」

日射遮蔽、自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現したうえで、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を導入することにより、年間で消費されるエネルギー量が大幅に削減されている建築物

3 認定の流れ



議案第86号

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号及び第5号並びに第4条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、18歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(6) 一略一</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、15歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>(6) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>18歳</u>に達する日(誕生日の前日をいう。以下同じ。)以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>15歳</u>に達する日(誕生日の前日をいう。以下同じ。)以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>

議案第87号

芽室町子ども医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町子ども医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～7 ー略ー</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u> 2 <u>改正後の芽室町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～7 ー略ー</p>

議案第 88 号

芽室町国民健康保険条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る芽室町国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

説 明

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行日前に出産した被保険者に係る芽室町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 一略一</p>